

地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業

平成30年度予算(案) 3,270百万円(3,200百万円)

背景・目的

- 「地球温暖化対策計画」(平成28年5月閣議決定)では、国の目標 として2030年度に2013年度比で温室効果ガス26%減、うち地方 公共団体を含め「業務その他部門」は約40%減と掲げられた。
- 地方公共団体は「地球温暖化対策計画」に即して「地方公共団体実 行計画事務事業編」(以下「事務事業編」という。)を策定し PDCA体制を通じて公共施設等からの温室効果ガス排出の削減に努 めるとされている。
- そこで、全ての地方公共団体に対し、事務事業編及びこれに基づく 取組を大胆に強化・拡充し、CO2排出削減に向けた検討・対策を組 織を挙げて実施するよう促す必要がある。

事業概要

1. 事務事業編等の強化・拡充支援事業

- ・事務事業編の策定・改定
- ・事務事業編に基づく取組の強化・拡充(省工ネ診断等)
- ・取組実行体制の整備(例:首長をトップとした本部設置)

等に必要となる調査・検討に係る費用を補助。

事務事業編の改定・強化

2. 事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業

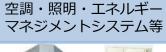
先進的な取組を行おうとする地方公共団体等に対して、公共施設(庁

舎等)への省エネ設備等導入を補助。





導入





公共施設(庁舎等)の新築・改築時に省エネ設備等を導入

3. 地域におけるLED照明導入促進事業

(平成29年度からの継続事業に限る)

人口25万人未満の地方公共団体の地域を対象に、LED化が進んでいない 道路灯を含む地域内の街路灯をLED照明に更新するため、リース方式の活用 によりLED照明を導入する取付け工事費用を支援する。

カーボン・マネジメントのイメージ



全庁的な体制でCO2削減対策の Plan/Do/ Check/Act

対策ノウハウの幅広い普及

※普及に向けた情報発信には、「地方公共団体実行計画を核とした地域の 低炭素化基盤整備事業」との連携実施を想定。

事業スキーム

実施期間

左記1事業:平成28年度~平成30年度 左記2事業:平成28年度~平成32年度 左記3事業:平成28年度~平成30年度

(補助率)

 (補助率)
 定額、1/5, 1/4, 1/3, 1/2,2/3

 本制金
 非営利法人

地方公共団体 民間事業者(注)等

(注) 地方公共団体等と 共同申請するリース会社等

1. 補助対象: 地方公共団体等

補助割合:都道府県・政令市:1/2、その他市区町村及び地方 公共団体の組合:定額(いずれも上限額1,000万円)

2. 補助対象: 地方公共団体等

補助割合: 都道府県・政令市・その他の法人(地方公共団体等と共同申請する リース会社等): 1/3、地方公共団体の組合: 1/2、その他市区町

村:財政力指数が全国平均以上であれば1/2、未満であれば2/3

事業期間:公募時に原則3年以内での複数年度に渡る事業計画での申請可能

3. 補助対象:民間企業等

補助割合: LED照明を導入する地方公共団体の規模等に応じる。

人口15万人以上25万人未満 : 1/5(上限:1,200万円) 人口5万人以上15万人未満 : 1/4(上限:1,500万円)

人口5万人未満、又は人口5万人以上15万人未満かつ財政力指数0.3未満

: 1/3(上限: 2,000万円)

期待される効果

「地球温暖化対策計画」の内容に照らして遜色ないモデル事例を 5年間で形成し、全国に展開することを目指す。